第17回軽米町議会臨時会

平成 2 9 年 8 月 1 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 軽米町民体育館屋根外壁改修工事の請負契約の締結に関し議 決を求めることについて

日程第 4 議案第2号 平成29年度軽米町一般会計補正予算(第2号)

○出席議員(13名)

1番 中 里 宜 君 2番 中村 志 君 博 正 3番 君 田 村 せ 0 君 4番 川原木 芳 蔵 上 君 君 5番 Щ 勝 志 7番 茶 屋 隆 8番 大 村 税 君 9番 松浦 雄 君 満 門 10番 本 秀 君 11番 多 君 田 細谷地 12番 古 男 君 舘 機智男 君 13番 山本 幸

1 4 番 松 浦 求 君

○欠席議員(1名)

6番 舘 坂 久 人 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 山本 賢 一 君 長 副 町 長 藤 Ш 君 敏 彦 教 長 菅 波 俊 美 君 育 総 務 長 吉 出 靖 君 課 町 民 生 活 長 川島 夫 君 課 康 育 久 君 教 次 長 佐々木 総 務 課 担 当 主 梅木 彦 君 幹 勝 町民生活課担当主幹 福田 君 浩 司 教育委員会事務局担当主幹 君 大清水 敬

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 佐藤 暢芳 君 会事務局長補佐 小 林 千鶴子 君 議 会 事 務 局 主 査 鶴 餇 義 信 君 _____

◎開会及び開議の宣告

○議長(松浦 求君) ただいまから第17回軽米町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13人であります。定足数に達しておりますので、会議は 成立しました。

舘坂久人君から欠席の旨の連絡が入っています。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○議長(松浦 求君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から議案2件の提出がありました。いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

7月28日午後零時30分から議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日1日間とし、本会議場において審議、採決する旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(松浦 求君) これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第1 19条の規定によって、議長において7番、茶屋隆君、8番、大村税君の両名を指 名いたします。

◎会期の決定

○議長(松浦 求君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間 としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松浦 求君) 日程第3、議案第1号 軽米町民体育館屋根外壁改修工事の請負 契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町民体育館屋根外壁改修工事の請負契約の締結に関し議決を 求めることについて、教育次長、佐々木久君。

〔教育次長 佐々木 久君登壇〕

○教育次長(佐々木 久君) 議案第1号の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、軽米町民体育館屋根外壁改修工事の請負契約の締結に関し議決を 求めるものでございます。

軽米町民体育館屋根外壁改修工事の請負に関し、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。工事名は、軽米町民体育館屋根外壁改修工事でございます。 工事場所は、軽米町大字軽米第6地割34番地1地内です。契約の金額は、6,357万9,600円です。契約の相手方は、軽米町大字上舘第30地割65番地、株式会社上柿建設、代表取締役上柿則昭でございます。なお、工事の期間ですが、平成29年12月15日までの予定となっております。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長(松浦 求君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第1号 軽米町民体育館屋根外壁改修工事の請負契約の締結に関し 議決を求めることについてに対し質疑を行います。質疑はありませんか。

資料がわたっているわけです、入札結果表、事業内容。お手元に配付してあります。 2番、中村正志君。

- ○2番(中村正志君) 入札結果表を資料として提出されており、指名業者が3業者あるようですけれども、指名要件等はどのような要件があってその3業者の指名だったのかお知らせください。
- ○議長(松浦 求君) 佐々木教育次長。

〔教育次長 佐々木 久君登壇〕

○教育次長(佐々木 久君) ただいまの質問ですけれども、軽米町の工事の入札の参加 基準によりまして、建設の予定価格によりますと第2級の工事になります。町内の 第2級の工事会社は、上柿建設1社のみでございます。南建設につきましては、町 内業者の緩和基準がありまして、1級業者でありますけれども、2級の工事に参入 できるという基準がございます。詳しくは、5,200万円以上の場合は、1級業 者が2級工事に加わることが出来るという基準がありまして、南建設が加わりまし た。東野組ですが、二戸管内の2級業者は東野組1社のみでございますので、加わ ったということになります。町営建設工事の入札審議会において決められておりま す。以上でございます。

- ○議長(松浦 求君) ほかございませんか。
 - 11番、細谷地多門君。
- ○11番(細谷地多門君) ちょっとお伺いしますが、関連した質問です。今臨時会に議案第1号として、体育館の屋根及び外壁の改修工事の部分で出ているわけですが、中を見ますと床の傷みも結構ひどくて、雨漏りの後遺症が非常に見受けられるんですが、そういう中の部分についてはどのようにお考えですか。それから、このように大規模に改修工事をやるということは、建て替えなどは当面、しばらくの年数現状で、あの場所でやっていくんだという考えでしょうか。そのような想定もされるわけですが、建て替えを含めて、どのように今後対応を考えているのか。金額は大きいわけですが今一時的に、雨漏りがするからプラス外壁も古くなっているから改修するということの考えでしょうか。その辺、中長期的な考えの部分をお聞きしたいと思います。
- ○議長(松浦 求君) 佐々木教育次長。

〔教育次長 佐々木 久君登壇〕

- ○教育次長(佐々木 久君) ただいまの質問ですけれども、今回は屋根から雨漏りがするということで屋根と、足場を組みますので同時に外壁も改修するということになりました。それと、先日の火災の関係で、照明工事もこの後9月頃発注いたしまして、10月いっぱい1か月で終わりたいと思っております。床につきましても、ご覧のとおり傷んでおりますので、今後予算措置をお願いしながら改修していきたいと思っております。なお、建て替えにつきましては、長期的に考えなくてはいけないと思いますけれども、今のところ計画には載っておりません。以上でございます。
- ○議長(松浦 求君) 11番、細谷地多門君。
- ○11番(細谷地多門君) わかりました。建て替えは今のところ考えていない、当面改修工事で、直面している課題に対応していくんだという説明を受けましたが、それはそれでいいです。

あと、もう一つ、イベントがあると非常に気にかかって、もう少し何とかならないかなあと思うのが駐車場の件です。上の段には軽米中学校があるわけですが、そちらを利用しながら、また周辺、空いていれば民地でも駐車したりして迷惑をかける部分もあるわけですが、これらももう少し、駐車場に事欠くと言いますか来場者が心配しないように、何とか図れないものかなということを考えますが、この点についてはいかがですか。どのように感じていますか。明快な答弁を求めるつもりもありませんが、そういう課題はどのように感じているかということをお聞きしたいと思います。

○議長(松浦 求君) 佐々木教育次長。

〔教育次長 佐々木 久君登壇〕

- ○教育次長(佐々木 久君) 議員ご指摘のとおり、現状、皆さまご認知のとおりだと思っております。駐車場用地を買収できればよろしいのでしょうけれども、なかなか難しいということになります。大きなイベントがある時は、下の空き地をお借りするなどして便宜を図って参りたいと思います。以上です。
- ○議長(松浦 求君) ほかございませんか。

それでは質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第1号 軽米町民体育館屋根外壁改修工事の請負契約の締結に関し 議決を求めることについての採決を行います。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町民体育館屋根外壁改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松浦 求君) 日程第4、議案第2号 平成29年度軽米町一般会計補正予算(第 2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第2号 平成29年度軽米町一般会計補正予算(第2号)について、総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長(吉岡 靖君) 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号は、平成29年度軽米町一般会計補正予算(第2号)でございます。 内容でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,525万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、65億8,171万4,000円とするものです。

歳入の内容につきまして、3ページをお開き願います。第18款繰入金、第1項の基金繰入金につきましては、今回の補正予算に係る一般財源とするため、財政調整基金から528万1,000円を繰り入れようとするものです。

また、第20款諸収入、第4項雑入につきましては、一般財団法人環境イノベー

ション情報機構が公募した、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業として、軽米町地球温暖化対策実行計画策定事業が補助事業として採択されたことから、採択額997万4,000円を予算計上しようとするものです。

歳出の内容につきまして、4ページをお開き願います。第2款総務費、第2項企画費は、軽米町地域活動支援事業費補助金について、これまでの申請状況から当初予算分に不足を生じる見込みとなったことから、今後見込まれる事業申請に備え500万円を増額補正しようとするものでございます。第3款民生費、第3項災害救助費は、平成28年台風10号被害に係る岩手県町村会等からの見舞金を財源として、軽米町災害見舞金28万円を予算計上しようとするものでございます。第4款衛生費、第1項保健衛生費につきましては、地球温暖化対策実行計画の策定に係る業務委託料として、997万5,000円を予算計上しようとするものでございます。この計画は、平成28年5月に閣議決定された、国の地球温暖化対策計画に基づき、本町における公共施設の二酸化炭素削減を推進するための計画であります。

議案第2号について、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(松浦 求君) それでは、ちょっと休憩いたします。

午前 10時18分 休憩

午前 10時20分 再開

○議長(松浦 求君) 再開いたします。

2番、中村正志君、発言してください。

- ○2番(中村正志君) 資料が配付されておりますけれども、資料の説明をお願いします。
- ○議長(松浦 求君) 総務課長 吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長(吉岡 靖君) それでは、地域活動支援事業費補助金の資料について、ご説明申し上げます。

1ページ目、上段から、既交付決定額が、申請件数43件に対して767万7, 000円が決定済みでございます。今後申請が見込まれる事業、かっこして問い合 わせのあった事業等と記入してございます。現在、まだ申請手続きまでは至ってい ないか、こうした事業をしたいが対象になるのか、中身としてどうなるのかといっ たことを相談している事業がナンバー1から7までとなってございます。

団体の種別等は各地区とありますけれども、事業形態としては、地区の単独あるいは近隣地域との共同事業とありまして、補助率の違いは、事業形態の違いによるものでございます。要綱上、単独事業については補助率は2分の1、複数の行政区

等が1つの事業を共同で行う場合は4分の3というような補助率としております。 ナンバー8については、その他、申請のあった事業に係る増額の申請があった場合 に備える、金額としては47万9,000円、ナンバー9については、今年から自 主防災組織を結成し活動した場合は、その事業についても補助対象とすることにし ております。現在3団体の自主防災組織が結成されておりますけれども、色々お話 をいただいており、今後も組織数は増えていくものと思っております。その中にお きましても、特に冬場の、老人世帯等を含む除雪活動も補助対象としており、そう いったことから、今後自主防災活動を通した補助申請も見込まれるということで、 150万円を見込み、総額で500万円の補正額と算定しているところでございま す。

以上で説明を終わります。

- ○議長(松浦 求君) 2番、中村正志君。
- ○2番(中村正志君) 地域活動支援事業費補助金の説明をいただきましたので、それに ついて質問させていただきたいと思います。

決定額が700万円余りあるようですけれども、当初予算額はいくらだったのか。500万円補正しているようですけれども、今資料がないのでわからないのですけれども、700万円から800万円の当初予算だったんではないかなあという気がするわけですけれども、倍に近い増額をする補正を今やるということは、何かがあったのかなと。当初の補助要件との違いが出てきたのではないかなという気がするんですけれども。でなければ、当初の見込み違いなのか、その辺のところを、なぜいま500万円も補正しなければならないのかというのをお知らせいただきたい。

○議長(松浦 求君) 総務課長 吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長(吉岡 靖君) 中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

地域活動支援事業費補助金の当初予算については、700万円でございます。同じ節内に、協働参画のチャレンジ事業の補助金が150万円措置してございます。現在その700万円を67万7,000円超過している状態ですが、地域創造チャレンジ事業用として措置していた分から借りている状況でございます。それで、なぜ今500万円もの、倍近い増額補正が必要になったのかということなんですけれども、地域活動支援事業費補助金につきましては、百人委員会での意見、町づくり審議会等での意見等を踏まえまして、1行政区当たりの限度額はそのままでございますけれども、その中の事業別、例えば地域交流事業活動では運動会やお祭りなどのイベント等、これまで補助限度額は5万円にしていたところなんですが、補助限度額を10万円に倍増、その他町内の秋祭りの山車の製作などはうたっていなかったんですけれども、色々ご相談をいただいたりしているものですからこちらについ

ても対象とします、等々の改正を行ったところです。

昨年までの当初予算が大体600万円でございました。昨年度までの申請状況を見ますと、平成27年度は618万9,000円、これについては、この年も補正で対応しておりますけれども、平成28年度ですと523万5,000円となっており、それらを踏まえまして当初予算の段階では、改正を行ったとしても700万円程度で間に合うのではないかということで700万円の措置をしたところであります。見込み違いであったのではないかということは、この金額的なところを見るとご指摘のとおりかと思います。来年度以降につきましては、今年度の実績等を勘案しながら、的確に当初予算を編成してまいりたいと思います。以上でございます。

- ○議長(松浦 求君) 2番、中村正志君。
- ○2番(中村正志君) 1つ目は、当初予算が補助金として700万円であったと。そし て767万7,000円決定していると。節内に別な補助金があるから予算はいい よということで決定したという説明ですけれども、補助金に関しては、以前から色 々と疑問を持っている人たちがいるという話があり、私も疑問を持っていたんです が、補助金というのは、1つの事業に関しての補助金という予算であるということ を考えた場合に、700万円の予算の中で決定しなければならなかった理由がいま いちわからない。今補正をしているんですから、補正後の決定でもよかったのでは ないかというふうな。やはり予算の考え方とすれば、本来、地域活動支援事業費補 助金として700万円持っているのでれば、700万円以内の中でまず決定する。 今新たに補正をするというのであれば、決定していないのも補正後に決定するとい うのが普通の考え方ではないのかなという気がしますけれども、そのへんの所はい かがなものかというところを1点。あと、色々補助要件等を緩和したというお話。 それで予算が増えたというような言い方をされていますけれど、私も地元の中で、 今年からはこれは対象になるかということで助かるなということは言っていますけ れども、ただ、それをどのような形で町民の方に広報活動をしたのか、一部の人し か知らないのではないのかという気がするのですけれども。このような全町民が対 象の部分については、改正したらまず初めに全町民に改正概要を広報し、全町民が 理解した上で実施すべきであるという気がするのですけれども。町民理解をしてい ただくための広報活動がどのようにされたのか、この2点をお聞かせ願いたい。
- ○議長(松浦 求君) 総務課長 吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長(吉岡 靖君) 中村議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、最初に、 地域活動支援事業費補助金として措置している700万円を超過する分の交付決定 はすべきではなかったというご指摘でございます。確かに地域活動支援事業費補助 金として想定していたのは700万円ではございますが、地域が直ちに事業に着手 したい、という意向を十分に尊重してあげたいということから措置に至ったわけでございます。予算措置の算定としては、地域活動支援事業費補助金が700万円、協働参画まちづくり事業費補助金が150万円となってございますが、同じ節内で管理しているものですから、方法としてはそれの分を一時的になんですが、予算として確保して対応することが最善の策ではないか、こういうふうに考えたところです。

次に、広報活動でございますけれども、地域活動支援事業費補助金は、基本的に 行政区または町内会等として申請していただいております。確かに町民全体にとい う事であれば、私どもでやったのは、広報お知らせ版でありますので、深いところ までお知らせすることはできなかったのかもしれませんが、行政区長等を通じて改 正の内容等はお知らせしております。なお、昨年も、秋ごろでちょっと遅かったん ですが、補助金の紹介を、ページを設けて広報に紹介してございましたので本年度 についてもそういった形で時期を捉えて広報に努めて参りたいと思います。以上で ございます。

- ○議長(松浦 求君) 2番、中村正志君。
- ○2番(中村正志君) 最初の補助金の考え方については、私も3年前に議員になった時 から指摘しているんですけれども、いずれ補助金は節内の中で予算を取っていれば、 何に使ってもいいんだという考え方が今あるようですけれども、補助金は目的を持 った上で事業費補助金なり活動費補助金なりをやるべきであって、予算が別な事業 の補助金があるからそれも使ってもいいんだという考え方はやはり、今後検討すべ きではないのかなと。補助金の性質の部分をもっと考えるべきではないのかなとい うふうに感じるわけです。補助金はこのために、何のために使うという目的を持っ てやるべきだというふうなのが私のみならず役場の職員のOBの方々からお伺いし てもそういうふうなことで今までやってきたということも聞いておりますし、やは り補助金の性質というのを、軽く考えるべきではないと感じますので、その辺のと ころを再度検討してほしいなというのを要望します。もう一つは、現在補正する内 容の中で、その他の事業、地域交流事業、具体的にこれについては何の事業だった のかということをもう少し詳しく、これからの活動内容だと思いますけれども、お 知らせいただければなと思います。先ほど広報でお知らせしたというお話がありま したけれども、実際私も見ていなかったのでちょっと理解できていなかった部分が あるんですけれども、その辺のところを具体的に今、補正する内容のこれがこうい うふうな事業だというのをもうちょっとお知らせいただきたいと思います。
- ○議長(松浦 求君) 基本的なところを町長からもお願いします。 町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

- ○町長(山本賢一君) 確かに、補助金の交付、使い方につきましては、中村議員ご指摘のことも十分承知しております。地域活動支援事業費補助金は、各行政区あるいは地域の中で積極的に、ハード、ソフト、色んな形で地域の活動を支援していくというような目的がございます。そういった面では、最初から特定の目的と申しますか、使い方を確定いたしますと、色々な地域のニーズに答えられないというようなことも出て参ります。ただ、いずれ基本は中村議員のご意見は十分理解しておりますので、そういったところもバランスを十分取りながら、今後使い方は検討して参りたいと考えております。よろしくお願いいたします。
- ○議長(松浦 求君) 休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

○議長(松浦 求君) 再開いたします。

総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長(吉岡 靖君) 中村議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、資料の ナンバー1のその他の事業、今相談を受けているのが、旧小玉川小学校グラウンド の防護柵の工事と、共同墓地の道路の修繕工事でございます。ナンバー6の共同の 分なんですけども、モーモーフェスティバルというようなことでご相談を受けてい るところでございます。以上でございます。

[「他の事業」と言う者あり]

他の事業については、ナンバー2は盆踊りの開催に関すること、秋まつりがナンバー3と4、ナンバー5も盆踊り、ナンバー7は外路等のLED化となってございます。以上でございます。

- ○議長(松浦 求君) ほか。
 - 12番、古舘機智男君。
- ○12番(古舘機智男君) この地域活動支援事業費補助金に関して質問したいと思います。

1つは、地域の活動に対する助成制度が創設されてから、色んな意味で地域の自主的な活動に対する支援が大きな役割を果たしているなとは思っています。ただ、全体的に見て、すごい大盤振る舞いというわけでもないんですけれども、やはり、果たしてそれが持続可能でずっと続けられていく事業なのかどうかということが1つは心配です。交付税措置なり、色んな過疎債とか辺地債に該当するとか色んな形の財源の裏付けがあるのかもしれませんけれども、こういう地域の事業というのは持続可能な形で制度が定着していく形の、ずっと支援していくという、支援とい

うのを継続するなという意味ではないんですけど、事業が続いていく必要があるのではないかと思うんですけども、今の事業の財源の関係については、どういう背景があるのか1つお聞きしたいと思います。

もう1つは、具体的な中身についてはあまり説明が、まあ質問されて説明される 状況なんですが、例えば前に、広域的にやられたカシオペアのサポーターズとかの 場合は、具体的に地域の活動主体が、プレゼンをして、こんな計画をしてこうした い、だからそういう事業費が欲しいんだというのが公開されて、公開された場で評 価されて、補助金を決定していくという仕組みを作っていることでした。そういう のが町の場合も、手間ひまかかることかもしれませんけれども、やはり助成制度が もっと公開の形の中で必要性をみんなが認めていくという形で、あとはみなさんが 参加できるという形の助成制度をきちっと確立していく、そして持続できるような 形に制度を作っていくということが必要ではないかなと私は思います。確かに良い ことなんですけども、もう来年からはとか政府の方向が変われば、やめましたとい うふうな感じになるんではないかと心配を持っているところですけれども、そうい うことが1つと、さっき言ったように、公開をされた形の中で補助金が決められて いく、必要性をみんなが認めていく形のやり方を、やはり手間ひまかけてもやるこ とが地域活動をさらに広げていく意味でも大きな意味が出てくるのではないか。補 助金の使い方もはっきりしてくる、という状況があると考えますが、この様なこと について検討されたのか、考えているのか質問いたしたいと思います。

○議長(松浦 求君) 町長、基本的なことをいいですか。

[「財源の関係も」という者あり]

○議長(松浦 求君) 財源はまた。

〔町長 山本賢一君登壇〕

- ○町長(山本賢一君) 色々な考え方はあって然るべきだとは思います。先ほど申し上げましたとおり、何よりもやはり地域の自主的な、能動的な活動を支援していくと。そういった中にはやはり、今総務課長が答弁したように、地域から色んな要望、これをやりたいあれをやりたい、出ております。そしてまた、そうした実績を積み重ねることによって、そういうこともできるのかということで、あとからうちでもこういうことをやりたい、そういった地区も来ております。そういった形で今、地域の要望、色んな活動等しっかりと助成しながら、そしてしっかりあとでチェックしながら、どういった効果が出てきているかとか見ながら、おっしゃるような完成された状態の方向に持っていきたいというふうに思っております。いずれにせよ、かなり各地区では非常に要望と申しますか、実際活動が活発になってきている状況でございますし、そういうことで検討して参ります。 以上でございます。
- ○議長(松浦 求君) 総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

- ○総務課長(吉岡 靖君) 古舘議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、財源なんですけれども、今回の補正の分は現在のところ一般財源としております。当初予算分については、過疎債のうちのソフト事業分を充てることにしております。今後、過疎債の2次要望等のタイミングを捉えながら、この増額補正分についても申請をして参りたいと考えております。あと、公開性のことでございますけれども、確かにカシオペア、正式名称は覚えておりませんが、プレゼンをして審査をして、採択されるというようなことをやっておられました。非常に透明性が高いことだとは思います。ただ、この地域活動支援事業費補助金につきましては、なかなか対象団体数が多すぎて、ちょっとそのような形というのは現状難しいのかなという感じを抱いております。継続性というようなこともございました。この地域活動支援事業費補助金は、地域の実質的な活性化事業を後押しするというようなことで創設されたものでございます。ただ予算的に拡大する一方でも、やはりずっと継続してこの補助制度を維持していけるのかというようなこともございますので、その辺につきましては今後検討して参りたいと思います。以上でございます。
- ○議長(松浦 求君) ほか。

13番、山本幸男君。

- ○13番(山本幸男) 当初予算でとった700万円の実績書、それから追加の500万円の実績といいますか実績といってもなんですが、それでも中身を、説明を聞きますと具体的にもう500万円の行き先が決まっている、というような印象を受ける予算であると私は思っておりますので、この両方の実績、計画等の具体的にどこの地域でどんな行事をいくら、というような感じのを、今日間に合わなければ後でもいいですから資料を出してもらいたい。
- ○議長(松浦 求君) 採決後でいいですか。資料を今のうちに出すのかどうか…
- ○13番(山本幸男) あとでも。9月の定例会でも。
- ○議長(松浦 求君) わかりました。そういうことであとで。ほかございませんか。 2番、中村正志君。
- ○2番(中村正志君) 先ほどの総務課長の答弁の中の内容、2点ばかり確認したいのですけれど。1つは、旧小玉川小学校グラウンドの防護柵のための補助金というお話ありましたけれども、旧小玉川小学校のグラウンドの持ち主はどちらなのか。町ではないのかなと、教育財産ではないのかなという気はするんですけれど、それがもう小玉川地区になっているかどうかを確認。もう1つは、町づくり審議会の意見を聞き入れてこれを拡大したというようなことがありましたけれども、町づくり審議会ってあったのかなと。前に、ハイキュー!!のための町づくり推進委員会というのはあったようですけれども。町づくり審議会といえば、多分総合発展計画の審議

会だと思うんですけれども、それを開催したというのを聞いたことがないんですけれども、この町づくり審議会ってどういう位置づけになっているのか、この2点を教えてください。

○議長(松浦 求君) 休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

○議長(松浦 求君) 再開いたします。

教育次長、佐々木久君。

〔教育次長 佐々木 久君登壇〕

- ○教育次長(佐々木 久君) 小玉川小中学校の土地ですけれど、学校を取り壊して そこに消防の屯所を建てるという時に、普通財産に変えたと記憶しております。私の記憶ですので、確認はできませんけれども、そのような記憶です。以上でございます。
- ○議長(松浦 求君) 総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

- ○総務課長(吉岡 靖君) 中村議員のご質問にお答えします。町づくり審議会、ちょっと略しすぎて表現したんですけれども、協働参画チャレンジ事業の事業採択等をしていただくために、軽米町協働参画町づくり推進審議会というものを設置しまして、そこで話し合っております。先ほども申し上げましたけれども、その審議会だけの意見ではなくて、百人委員会、町づくり推進審議会のほうは直接こういった地域活動支援事業費補助金についての審査を行うとかそういったことではございませんが、委員会の中で、何と言いますか本当の意見、審議会としてまとめて出た意見ということではなくて、話し合いの中で委員から出た意向を基にしてということでご理解いただければと思います。
- ○議長(松浦 求君) 2番、中村正志君。
- ○2番(中村正志君) 先ほどの教育次長の答弁ですけれども、普通財産だということは 町の施設ですよね。町の施設を整備するのに、なぜ地域活動支援事業費を使わなければならないのか。町の施設なら町が整備すべきものではないのかなという気はするんですけれども、それが1点です。もう1つは、町づくり審議会の、これが協働 参画町づくりチャレンジ事業の中での意見だというふうなことですけれども、多分、このチャレンジ事業の申請を受けたものに対して審議する機関であって、それを拡大してここまで、別な分野までの意見として反映するのはいかがなものかなと。なぜ私がそれを言うかというと、私も今まで一般質問等で色々提言させていただいているんですけれども、常に町長は、私の意見に対しては、百人委員会の意見等を聞

いたうえで進めていきたいというふうな答弁をずっとされてきています。議員の提言より百人委員会の提言のほうが大事なのかというふうに、ちょっと私は不満を持っているんですけれども、その中でこういうふうなことも、目的が違う審議会の中で別なところまで反映させるというのは、ちょっと違うんではないかという気がするんですけれども、その辺のところをちょっと、町長がどのように考えるのか。

○議長(松浦 求君) ちょっと休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

○議長(松浦 求君) 再開いたします。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長(山本賢一君) そういう受け取り方をされてあるのであれば、百人委員会の意見を最大限重要視した、そういうことではありません。公共の一部として、百人委員会の意見をお聞きしているというふうなことです。それを、最大限重要視どうのこうのという話ではありません。そこは誤解は解きたいというふうに思っております。以上でございます。

[「さっきの小玉川の」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

- ○総務課長(吉岡 靖君) 中村議員のご質問にお答えしたいと思います。おっしゃるとおり町の普通財産で、管理は役場のほうにあるというようなことになります。今回の申請の内容なんですけれども、防護柵が昨年の台風で倒れてきたと。小玉川地区ではグラウンドを活用して盆踊り大会等をやっていると。そういうことで、役場の対応を待たずに地区で対策していきたいなということでご相談をいただいているところでございます。普通財産の関係であれば役場で対応すべきではないかというふうなご意見ではございますけれども、小中学校の統合やら保育園等の統合で普通財産は非常に多くなっているわけですけれども、なかなか管理を徹底するというのは難しい中で、地区と協議をしているところでございます。以上でございます。
- ○議長(松浦 求君) 2番、中村正志君。
- ○2番(中村正志君) なんか苦しい答弁のような気がするんですけれども、利用者がど の程度施設整備等に係わるかというふうな部分だとは思うんですけれども、私は施 設等の整備は、ハード事業はやはり町がすべきであって、ソフト事業、利用面につ いては地域とか団体等がどんどん積極的に活用するというのが、町と住民との関係 ではないのかなという気がするわけです。やはりハード事業、施設整備については

町が整備すべきものではないのかなと感じるわけですけれども、今後その辺のところ他の施設等も考えながら、検討していただきたいということで終わります。

○議長(松浦 求君) あと、質疑打ち切りますがいいですか。

[「はい」と言う者あり]

- ○議長(松浦 求君) それでは、次に、資料のナンバー3、町民生活課長、川島康夫君。 〔町民生活課長 川島康夫君登壇〕
- ○町民生活課長(川島康夫君) 資料のナンバー3について、ご説明申し上げます。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱は、環境省が、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助事業者を公募するための要綱でありまして、非常におっざっぱといいますか大きな中身となっておりますので、補助要綱の説明を省略しまして、地方公共団体カーボン・マネジメント事業の仕組みについてご説明いたします。環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助事業者を公募により決定することとしておりまして、平成29年の執行団体に今回町の補助金の交付決定者になりました、一般財団法人環境イノベーション情報機構が採択されております。地方公共団体カーボン・マネジメント事業は、環境省から補助金の交付を受けた一般財団法人環境イノベーション情報機構が行う事業の1つでありまして、環境省からの補助金を財源として、地方公共団体実行計画策定に係る調査・検討や省エネルギー設備等の導入を行う事業を実施する地方公共団体を公募の上、採択された地方公共団体に対して間接補助金を交付する仕組みとなっております。非常にわかりづらくて大変申し訳ないと思います。ただし、この計画の策定によりまして、更新時期にある既存の公共施設や、新たに整備する公共施設への省エネ機器等の導入に対する国からの支援制度が利用することが可能となるものであります。

今回の実行計画で、町有施設 6 3 施設の二酸化炭素の排出量を調査することとしております。国の実行計画、4 0 %削減に向けた改善方法等を計画の中に盛り込みながら、例えば、白熱球をLEDに交換やら、地中熱暖房等の活用を計画に取り入れながら、二酸化炭素 4 0 %削減に向けて取り組んでいくものでございます。

○議長(松浦 求君) 大変よく分かったかと思います。いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) では、質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第2号 平成29年度軽米町一般会計補正予算(第2号)の採決を 行います。

お諮りします。議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 軽米町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(松浦 求君) これで本臨時会の日程は全部終了しました。会議を閉じます。 これをもって第17回軽米町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。 (午前11時03分)